

島根トヨペット株式会社と島根県とによる「建築物木材利用促進協定」 を締結しました

このたび、島根トヨペット株式会社と島根県は、建築物へ県産木材を積極的に
利用し、利用者等へのPRを図るため、下記により「島根県産木材の利用促進に
関する建築物木材利用促進協定」(※1)を締結しました。

なお、本県による同協定の締結は、「第1号」となります。



1. 協定の概要

- ・ 島根トヨペット株式会社は、グループの店舗等の整備にあたり、県産木材を積極的に活用することにより、店舗利用者等に木材の良さを広くPRするとともに、島根県が行う県産木材利用、PR活動に協力します。
- ・ 島根県は、島根トヨペット株式会社が行う取組を積極的に情報発信するとともに、各種活動への支援、協力を行います。

2. 協定の締結日

令和8年2月13日

3. 協定期間

協定締結の日から令和13年3月31日まで

※参考

この協定制度は、令和3年10月1日に施行された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）（通称：都市の木造化推進法）」に基づき、事業者等が建築物における木材利用を促進するために国又は地方公共団体と協定を締結することができる制度です。